

# (案)

## 富良野都市計画特定用途制限地域の変更（富良野市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面 積	規制すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域（リゾート産業地区）	約 249 ha	<ul style="list-style-type: none"><li>・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く）</li><li>・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</li><li>・キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li><li>・倉庫業倉庫</li><li>・単独自動車車庫（出入口に10m以上の空地を設ける場合を除く。）</li><li>・危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場以外の工場</li><li>・原動機を使用する工場（50㎡を超えるもの）</li><li>・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ</li><li>・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設以外</li></ul>	保安林の区域を含まない (約1.9ha)
特定用途制限地域（田園居住地区）	約 1,004 ha	<ul style="list-style-type: none"><li>・共同住宅で1,500㎡を超えるもの</li><li>・店舗等の面積が1,500㎡を超えるもの</li><li>・ホテル・旅館で3,000㎡を超えるもの</li><li>・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く）</li><li>・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</li><li>・キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li><li>・危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場</li><li>・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設</li></ul>	保安林の区域を含まない (約36.4ha)
特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）	約 76 ha	<ul style="list-style-type: none"><li>・共同住宅で1,500㎡を超えるもの</li><li>・店舗等の面積が3,000㎡を超えるもの</li><li>・ホテル・旅館で3,000㎡を超えるもの</li><li>・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く）</li><li>・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</li><li>・キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li><li>・危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場</li><li>・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設</li></ul>	
合 計	約 1,329 ha		

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 変 更 理 由

下御料地区に関しては、農振農用地区域から除外されたことにより、その一部が農地転用され、今後も農地転用が進むことが見込まれることから、田園居住地区の方針である「農地・森林の良好な環境を保全し、多様な居住ニーズに対応する農村地域としての振興を図る地区」としての土地利用方針から、リゾート産業地区としての「自然と調和した観光リゾート開発を適切に誘導する地区」としての土地利用方針に変更する。

また、リゾート産業地区を、より適切な観光リゾートの整備に対応するため、特に工業系の用途の規制を強化し、一般住宅地として許容することとした土地利用とする。